

寒さに負けず、全会員の参加で署名を集め、会員・読者を増やしましょう！

名古屋北部民商ニュース

2015 年 12 月 21 日（月）発行
No.166

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目 1 9 番地
TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114
E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

西支部が忘年会 マイナンバーの学習も

12 月 6 日（日）西支部「忘年会」が行われ 13 人が参加しました。

居酒屋あすかのママさんは「お客さんが少ない日もあって大変だけど、あと 10 年は店をやりたい」。歯科技工士の辻さんは、「役員として民商で学んだ人助けをいかして、40 代の息子二人が重病だという女性に医療費補助（一部負担金免除）をアドバイスした」と色んな話で盛り上がりしました。

商工新聞「マイナンバー号外」を使って学習も。支部長の岩田さんは「皆さん長い間、商売をしてきて必ずつながりがあるはずです。民商を大きくするために一人ひとりが努力しましょう！」と力強く訴えました。

また、日本共産党の鷲野県議、青木市議もあいさつに來られ市政、県政について報告をしていただきました。



志段味地域で

「マイナンバー号外」とチラシ配り

12 月 13 日（日）拡大推進委員会として守山区志段味地域への宣伝行動に取り組みました。マイナンバー号外と民商のチラシをセットにしたものを 50 部ずつ 4 人で配りました。

参加者は「坂が多くて、敷地が広い家が多い」「凝った作りの家が多くポストを見つけるのに時間がかかった」と苦労しながら分担を配りきりました。若い世帯が多く、9 月以降「なんでも相談会」などでも志段味方面での入会者があり、今後も入会者が期待されます。

＝ 年末年始の業務連絡 ＝

1 月 4 日号と 1 月 11 日号は合併号となり「新年特別号」として、12 月 24 日（木）に民商事務所に到着予定です。

12 月 29 日（火）から 1 月 4 日（月）まで、民商事務所は休みです。1 月 5 日（火）より通常業務を行います。

中小企業法務プラス！ワンポイント

いよいよ始まるマイナンバー制度 その3

前回は、事業上のマイナンバー利用場面についてのお話でしたが、今回は、事業者のマイナンバー取扱いの注意点です。マイナンバーは、個人情報データの塊ですので、法律で非常に厳格な取扱いを求められています。

①取得の場面・・・事業者は法定書面作成のためなどで従業員からマイナンバーを取得しますが、それが許されるのは、あくまで法定の利用範囲に限られます。例えば、事業者が従業員を番号管理することは、法定の利用目的でないため、社員番号の代わりとして利用しようとマイナンバーを取得することは許されません。また、本人の同意があっても法定された利用目的以外でのマイナンバーを取得することは、許されていません。

②利用の場面・・・取得の場面と同様に、取得したマイナンバーを法定の利用目的以外に利用したり、法定の場合以外に第三者に提供したりすることはできず、これは、本人の同意があっても許されません。

③保管の場面・・・事業者は、収集した各人のマイナンバーが漏えいしないように安全管理措置をとることが求められています。法律には、安全管理措置を施しなさいというのみで、具体例はガイドラインにある程度です。各事業所の規模に応じて、取りうる安全措置は異なると思いますが、例えば、マイナンバーが記載された書面は鍵付きの棚に保管する程度は、どの規模の会社にも求められることになるでしょう。また、利用の必要がなくなったマイナンバーを記載した書面などは、漏えいがないように注意して破棄しなければなりません。

少し手間ですが、書類作成に必要なとき毎に従業員にマイナンバーを尋ねることも考えられます。

2015 年 12 月 弁護士 新山直行（名古屋北法律事務所）

年末に向け気忙しい中ですが、12 月分の会費の集金は
25 日（金）までに事務所に届けてください。ご協力お願いします。